

平成29年度

東近江市農業委員会  
第7回（2月期）月例総会  
議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日（火）午前9時から午前11時
2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室
3. 出席委員 20人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	欠	14	欠
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
11	出	22	出
議長（会長）	16番委員		

#### 4. 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 議案第7号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 議案第8号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
- 議案第9号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について
- 議案第10号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第11号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第12号 東近江市農業振興地域整備計画の一部変更について
- 議案第13号 （追加）土地改良事業参加資格交替の申出について

## 5. 事務局職員

### 農業委員会事務局

局長	次長
主幹	主事

### 農業水産課

主幹	主幹
主事	

## 6. 会議の内容

- 議長  ただ今から、平成29年度第7回（2月期）月例総会を開会致します。  
委員総数22名のうち、現在の出席者数は20名、欠席者は2名であり、この総会は成立致します。  
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。  
議席番号17番 ●●●●委員、18番 ●●●●委員を指名致します。
- 議長  なお、委員各位への議案書送付後において、別紙議案第13号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。  
このことについて、事務局より説明があります。
- 事務局  別紙議案第13号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として上程させていただきたいことにつきまして、説明します。  
この議案につきましては、土地改良法に基づき、審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。
- 議長  事務局の説明が終わりました。  
別紙議案第13号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案として審議することについて、何かご意見はございませんか。  
（異議なし）
- 議長  異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。  
（賛成多数）
- それでは、追加議案について、上程することを認めます。
- 議長  日程第2は、議事の上程であります。  
最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局  それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地

法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

伊庭町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、きぬがさ町●●●番●、1,454㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は165.47aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整については他の農家に作業委託されています。経営農地は世帯1人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

北清水町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、北清水町字稲田●●●番、50㎡、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は74.33aで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが譲受人は地域の農業を理解しており、地域の農業に配慮することとで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、田植機、トラックは所有しておられ、収穫、乾燥調整については他の農家に作業委託されています。経営農地は世帯4人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

五個荘和田町に居住される譲受人と近江八幡市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、五個荘和田町字庭井●●●番、2,047㎡、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は81.64aで下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックは所有しておられます。経営農地は世帯2人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下

限面積要件」「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明いたします。

中羽田町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、中羽田町字伏土●●●番、843㎡、地目「田」について贈与による所有権移転の申請がされました。

なお、譲受人は譲渡人の子にあたる方で、当該農地については従来から耕作をされています。

譲受人の取得後における耕作面積は159.76aで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することとすることで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックは所有しておられ、乾燥調整はJAカントリーを利用されています。経営農地は世帯4人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当委員は、●●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
- ①番の案件について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
  - ②番の案件について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
  - ③番の案件について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
  - ④番の案件について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。  
番号1についてご説明いたします。

本案件につきましては、後程、ご審議いただきます議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号6の案件と同一の農地ではありますが転用事業者が異なりますので、分けて説明をいたします。

本件の申請人は、建部上中町に居住する者で自らの農地を庭及び通路として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市建部上中町字二川●●●番、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積314㎡の内58.15㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、当該申請地の北側に隣接する既存住宅への庭、通路として利用されるものでありますが、当該申請地は昭和初期に転用し、庭、通路として利用していたとしており、顛末書が添付されています。

顛末案件であるため、土地の造成計画はなく、土地の利用計画につきましては延長約15m、幅員が約3.3mから6.4mの通路と庭として利用されるものです。

雨水について地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市から東へ約140mに位置し、宅地、雑種地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可し得るものです。

資金については、顛末案件の為に発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に番号2についてご説明いたします。

本件の申請人は、山上町に居住するもので、通路に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市山上町字庄村●●●●番●、登記地目「田」、現況地目「田」、面積747㎡の内52.54㎡の土地です。

申請理由は、家に隣接する道路は狭く、車、農機具の出入りがし辛く、進入路として利用したいとしています。なお、申請地については、申請人が前述の理由により、隣接する道路の拡張の際に、転用許可を受けられずに造成されており、すでに通路があることから、顛末書付きの申請となっています。

土地の選定理由は、自宅に隣接した場所であり、当該土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、通路であります。

土地の造成等につきましては、顛末案件の為に現状のまま利用されます。雨水については、自己所有地の田、水路に放流されます。

申請地は東近江市永源寺支所から北西へ約420m。周囲を田、水路、道路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、支所から概ね500m以内の土地で周辺が宅地化していることから第2種農地と判断できます。

第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができるときは原則許可できませんが、集落に接続して建築される住宅であるため、例外的に許可し得るものです。

資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく愛知川沿岸土地改良区意見書、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

13番 それでは、2月5日に行いました調査の報告をさせていただきます。  
1番目ですが、写真を見ていただければお分かりいただけるように、赤い線で囲われた箇所を入口や玄関、庭として既に使用されており、顛末案件としてやむを得ないものと思われま。5条案件に出てきますが、この左側の写真の赤枠の右側も元々田んぼであったところを既に庭として使用されており、その部分の一部を申請者の通路・庭として転用するという顛末案件ですのでよろしくお願い申し上げます。  
2番目ですが、これも顛末案件です。家の右側の通路は狭く人しか通れないということで、車、農機具の進入路として既に通路として使用しておられますので、今さら仕方ないものと思います。  
以上です。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。  
①番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)  
②番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは、採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議とします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 説明に入ります前に、議案書の訂正をお願いします。  
番号④の譲渡人について、申請書受理後、譲渡人が亡くなられ、法定相続人全員から地位を継承した旨の申し立てがありましたので、譲渡人について、別紙のとおり訂正をお願いします。

また、番号⑦番の7人目の譲渡人の住所について、「東近江市小田苅町●●●番地」となっていますが、「近江八幡市丸の内町●番地●」に訂正をお願いします。

また、番号⑪番と番号⑫番は関連がありますので一括して説明します。

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件の譲受人は、聖和町に居住する者で、譲渡人については東中野町に居住するもので売買により駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市聖和町字沖野●●●番●、登記地目「畑」、現況地目「雑種地」、面積246㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由は、譲受人の住宅の駐車場が手狭であり家族及び来客用の駐車できる場所が他にない状況であり、当該申請地は住居に隣接していることから利便性を考慮し選定されたものです。

顛末案件であるため、土地の造成計画はなく、土地の利用計画につきましては自家用、来客用の駐車場3台分と旋回スペース、進入路として利用されるものです。雨水について地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江行政事務組合八日市消防署から東へ約400mの位置にあり、周囲を宅地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、周辺が宅地化している区域であることから、第3種農地と判断できます。第3種農地につきましては、立地基準上許可できる農地である為、許可はやむを得ないと考えます。

資金については全額自己資金とする計画で一般基準においても基準に抵触するものではなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号2についてご説明いたします。

本件の譲受人は、大清水町に居住する者で、譲渡人についても大清水町に居住する者で贈与により駐車場として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市大清水町字高田●●●番、登記地目現況地目ともに「畑」外1筆、合計面積68㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由は、譲受人は南側に隣接する大清水町●●●番地に居住していますが既存宅地の駐車場が手狭であり、家族の自家用車や来客用の駐車場がなく、また、当該申請地は自宅に隣接しており利便性を考慮して選定されたものです。なお、当該申請地の一部については、約半年前に農地法の許可を得ずに駐車場に転用したとして顛末書が添付されています。

土地の造成計画については、現状地盤から耕土を鋤取った後、盛土された後に碎石にて舗装されます。周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止されます。土地の利用計画については4台分の駐車スペースとして利用され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立湖東第三小学校から北西へ約1kmの位置にあり、周囲を



畑、道路、宅地に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の農地で、特定土地改良事業の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。第1種農地は、原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金とする計画で、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、地元土地改良区意見書、その他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

次に、番号3についてご説明いたします。

本件の譲受人は五個荘中町に居住する者、譲渡人は五個荘日吉町に居住する者で、譲受人は譲渡人の孫にあたります。使用貸借により自己用住宅として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘日吉町字二大石橋●●●番、登記地目は「畑」、現況地目は「畑、宅地」で、面積476㎡の内280.31㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由は、申請人は現在、妻と子の3人世帯で、市内の借家にて居住されていますが、子供の成長を考慮され、現借家では手狭であることから実家に隣接している今回の申請地を選定されました。なお、申請地には、既に現在使用中の農業用倉庫がありますが、これは、申請者である祖父が農地法の許可を得ないまま転用を行い、昭和49年頃に建築したとのことで顛末書付の申請となっております。

現在の倉庫は一部解体をされますが、残りの部分は今後も利用されるため、早急に顛末による4条申請を行うことを確認しております。

土地の利用計画につきましては、2階建専用住宅が建築面積63.76㎡のほか、自家用駐車場、進入路として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、30cmの耕土を鋤取りし、盛り土をした後に整地をされます。南側の用悪水路に隣接する箇所に重力式擁壁、西側の畑に隣接する箇所にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止されます。生活雑排水については公共下水道に接続され、雨水につきましては、会所枡を設置し南側用悪水路へ放流されます。

申請地は、東近江市立さくらんぼ幼稚園から北西へ約1,700m、周囲を雑種地、畑、用悪水路、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上又必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可し得るものです。

資金については全額、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行なうものとしします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号4についてご説明いたします。

本件の譲受人は、西中野町に居住する者で、譲渡人については小脇町に居住する者で土地所有者の相続人4名からによるもので使用貸借により自己用専住住宅として利用する為に転用の申請があったものです。なお、譲受人につきましては、土地所有者の孫にあたる者です。

申請地は東近江市大小脇町字福●●●番●、登記地目「田」、現況地目「田、宅地」、面積499㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借受人は現在、市内の借家にて妻と子ども2人の計4人の世帯構成にて居住されていますが子どもの成長に伴い住居が手狭であるとしています。また、当該申請地は実家に近接しており、職場、学校への通勤、通学圏内であり利便性を考慮し、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画は、現状地盤から耕土を30cm鋤取った後、山砂にて約70cmの盛土をされます。申請地西側に幅員4mの進入路を設置し、外周にはL字型擁壁を設置し、土砂の流出を防止されます。

土地の利用計画については、2階建自己用専住住宅の建築面積が、67.07㎡に対し駐車場として計2台分の駐車スペース、洗濯物干場として利用される計画です。

雑排水は公共下水道に接続され、雨水については敷地全体に勾配を設け敷地の西側に設置された吸込槽により処理される計画です。

申請地は、東近江市立箕作小学校から北西へ約200mの位置にあり、周囲を田、水路、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、団地規模がおおむね10ha以上の農地であることから、第1種農地と判断できます。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については親族から借入とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区意見書、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号5についてご説明いたします。

本件の申請人である借受人は、新宮町を拠点とする農事組合法人で、貸渡人については新宮町に居住する者で、賃貸借により農業用倉庫を建築されるものです。

申請地は、東近江市新宮町字十二坪●●●●番 登記地目、現況地目ともに「畑」面積155㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、法人化に伴い、耕作面積が増加し、現在、298,931㎡の耕作面積があり、中間管理機構より受託されたことにより大型機械のトラクター、田植機、コンバイン及びアタッチメントが増えたことにより、従来の営農倉庫が手狭になり、格納庫の増設が必要となっ

たとしています。また、当該申請地は既存の営農倉庫に近接しており、作業効率等が良い等、利便性を考慮され選定されたものです。

土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取った後、盛土をされ碎石にて仕上げをされます。

土地の利用計画につきましては、建築面積が96㎡の営農倉庫が1棟に田植機2台とトラクター用アタッチメント（水田ハロー、草刈モア、播種機各2台）を格納されます。また、雨水については前面道路排水溝へ接続し、処理されます。

申請地は、東近江市立能登川第二幼稚園から北北東へ約1.2kmの位置にあり、周囲を宅地、道路、畑に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の農地で、農業公共投資がされていない団地規模がおおむね10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については全額、自己資金とする計画で一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号6についてご説明いたします。

本案件につきましては、先程、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての番号1の案件にてご審議いただきました同一の農地であり、関連性がありますが転用事業者が異なることから分けて説明をしており、もう一方の案件であります。

本件の借受人は、建部上中町に居住する者で、貸渡人についても建部上中町に居住するもので使用貸借により通路及び庭として利用する為に転用の申請があったものです。なお、借受人につきましては、貸渡人の子にあたる者です。

申請地は、東近江市建部上中町字二川●●●番、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積314㎡の内65.36㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由については、借受人は当該申請地の北側に隣接する宅地を敷地分割し、新たな住宅を建築される計画がありますが、これに伴い接道を確認する必要があるためとしています。

なお、当該申請地は譲渡人が昭和初期に転用し、通路及び庭として利用していたとしており、顛末書が添付されています。

顛末案件であるため、土地の造成計画はなく、土地の利用計画につきましては延長約10m、幅員が約2.4mの通路と庭として利用されるものです。

雨水について地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市勤労者総合福祉センターウェルネス八日市から東へ約140mに位置し、田、水路、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振白地の土地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近隣の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであ

るため例外的に許可し得るものです。

資金については、顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に、番号7についてご説明いたします。

本件の譲受人は愛知郡愛荘町に所在する不動産売買・仲介・賃貸・管理保有及びコンサルティング業務に関する事業を営む法人で、譲渡人は小田苅町に居住する者外7名から売買により譲り受けるものです。

申請地は、東近江市小田苅町字塚原●●●番、登記地目、現況地目はいずれも「畑」外13筆、合計面積は3,574㎡の土地です。

転用目的は、建売分譲住宅です。

申請理由として、小田苅町内の次世代の担い手の住居として必要であるとして、また、主要地方道彦根八日市甲西線に隣接しており、八日市方面への交通に利便性が良く地元から建売分譲の要望もあり、販売需要が見込めることから計画をされました。

用地の選定理由につきましては、主要地方道彦根八日市甲西線に隣接しており、湖東第三幼稚園、湖東第三小学校にも近く、通勤、通学にも利便性の良い場所に立地している状況で、立地条件の特性を生かした住宅が形成できるためとしています。

土地の利用計画につきましては、農地3,574㎡の土地に分譲区画14棟、敷地内に幅員6mの区画道路を整備する計画となっています。

造成計画については、現状地盤から耕土を鋤取り道路高まで盛土をして整地をし、区画道路は全面舗装仕上げの計画です。雨水については各宅地内に勾配を設け前面側溝にて処理し、生活雑排水は農村下水道に接続する計画となっています。周囲には擁壁、ブロックを設置して土砂の流出を防止されます。

申請地は、東近江市立湖東第三小学校から北東に約500mに位置し、周囲を畑、宅地、道路に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模が10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については自己資金及び個人からの借入金にて調達され、愛知川沿岸土地改良区意見書が添付され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、宅地建物取引業者免許証の写し等、添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとしします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

次に、番号8についてご説明いたします。

本件の譲受人は愛知郡愛荘町に所在する不動産売買・仲介・賃貸・管理保有及

びコンサルティング業務に関する事業を営む法人で、譲渡人は小田苅町に居住する者で売買により譲り受けるものです。

申請地は、東近江市小田苅町字塚原●●●番●、登記地目、現況地目はいずれも「田」、面積は195㎡の土地です。

転用目的は、資材置場です。

申請理由として、譲受人は資材置場を保有しておらず、業務用看板、建設資材等の置場が必要であるとして、また、主要地方道彦根八日市甲西線に隣接しており、八日市方面への交通に利便性が良く、今般当該申請地の西側に隣接する箇所に建売分譲住宅の計画を進めていることから早急に必要性が生じました。用地の選定理由につきましては、主要地方道彦根八日市甲西線に隣接しており、利便性の良い場所に立地している状況であるためとしています。また他の土地も検討されましたが、申請地以外の土地については他に利用計画があることから、当該申請地を選定されたとのことでした。

造成計画については、現状地盤から耕土を鋤取り道路高まで盛土をして整地をされます。

土地の利用計画につきましては、業務用看板、建設資材、安全コーン、バリケードなどの資材置場であります。

申請地は、東近江市立湖東第三小学校から北東に約500mに位置し、周囲を畑、宅地、道路に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の土地で、農業公共投資がされていない団地規模が10ha未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については自己資金にて調達され、愛知川沿岸土地改良区意見書が添付され、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、宅地建物取引業者免許証の写し等添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

次に、番号9についてご説明いたします。

本件の借受人は、池庄町に居住する者で貸渡人についても池庄町に居住する者で、使用貸借により住宅として利用する為、申請があったものです。なお、借受人につきましては、貸渡人の子あたる者です。

申請地は、東近江市池庄町字北野●●●●番、登記地目、現況地目ともに「畑」、合計面積319㎡の土地です。

申請理由及び土地の選定理由として、借受人は現在、貸渡人と同居されていますが、譲受人は結婚され、妻と子ども2人の計4人の世帯構成であります。子供の成長により、現住居では手狭であるとしています。また、当該申請地は現住居に近接しており、親である貸渡人世帯との移動が徒歩で可能であり、当該申請地を選定されたとしています。

土地の造成計画については、表土を10cm切土した後に砕石にて10cm盛土され、コンクリートブロックにて土砂の流出を防止されます。土地の利用計画については、二階建住宅の建築面積が75.35㎡と2台分の自家用車の駐車スペースとしています。

雨水については、前面道路の側溝及び地下浸透にて処理され、生活排水については農村下水道に接続されます。

申請地は、東近江市湖東支所から西へ約 700m の位置にあり、周囲を道路、畑、宅地に囲まれた都市計画法非線引区域内の農振白地の農地です。団地規模がおおむね 10ha 未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断できます。

第 2 種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であるため例外的に許可し得るものです。

資金については、金融機関からの借入とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●委員です。

次に、番号 10 についてご説明いたします。

本件の借受人、貸渡人は、ともに山上町に居住する者で、使用貸借により住宅に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市山上町字庄村●●●●番●、登記地目、現況地目はいずれも「田」で、面積 747 m<sup>2</sup> の内 178.71 m<sup>2</sup> の土地です。

申請理由は、子である借受人が、実家で両親とともに暮らすには今の住居では手狭であるため、自宅に隣接する本申請地を利用したいとしています。

土地の選定理由は、近隣の土地はあいておらず、実家に隣接した場所で、今後の農業の手伝いをするために、行き来がしやすい場所のため当該土地を選んだとしています。

土地の利用計画は、自己用住宅の建築をする計画です。

土地の造成等につきましては、耕土を 10 cm すき取り、盛土で 35 cm から 55 cm 埋立て、仕上げをされます。雨水については、地下浸透及び雨水枡に放流されます。

申請地は東近江市永源寺支所から北東へ約 420m。周囲を田、道路、宅地、用水路に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地で、団地規模がおおむね 10ha 未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断できます。第 2 種農地は、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものです。

資金については住宅部分については銀行からの借入金とし、一般基準においても、基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区意見書、添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上のとおり、農地法第 5 条第 2 項に基づき審査したところ、許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

次に、番号 11 と番号 12 につきましては、一体の事業用地でありますので一

括してご説明いたします。

今般、申請を2件に分けて提出いただいておりますが、計画の概要といたしましては、農地2筆の所有者である譲渡人と転用事業者である譲受人は各々違いますが、全体の計画としましては、農地以外である9筆の山林を含めた11筆における計画となっており、事業者も5名において計画がされており、工事費のコスト削減をするため、一度に5つの事業を同時に施工されるために計画されたものであります。

最初に番号11についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、長浜市に居住する者で譲渡人については石塔町に居住する者で売買により太陽光発電施設として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市石塔町字浦ノ田●●番、登記地目「畑」、現況地目「山林原野」、面積221㎡の土地です。

また、番号12につきましては、譲受人は、山上町に居住する者で、譲渡人については大阪府東大阪市に居住するもので売買により、太陽光発電施設として利用する為に転用の申請があったものです。

申請地は東近江市石塔町字浦ノ田、●●番●、登記地目「畑」、現況地目「山林原野」、面積366㎡の土地です。

申請理由として、太陽光エネルギーは再生可能であり、石油等に代わるクリーンエネルギーとして政府も普及を促進し、地産地消エネルギーとして活用され、災害時にも非常用電源として有効であることから申請者が太陽光発電事業に取り組むためとしています。

土地の選定理由につきましては、当該発電における山林を含む全体の計画容量が399KWであり、適地であったことまた他の土地も検討されましたが、申請地以外の農地については売買契約に至らず、また発電量不足であることから、当該申請地を選定されたとのことです。

土地の造成計画につきましては、現況が竹林であるため伐採後、現状地盤においては地盤改良を実施されます。

転用を伴わない山林9筆を含めた全体の計画面積は3,189㎡であり、転用部分におきましては、太陽光パネル一枚のサイズが長さ167cm、横幅100cm、で1枚あたり285W出力の太陽光パネルを560枚、総出力は159.6KW傾斜度10度にて設置し、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを12台を設置されます。周囲にはフェンスを設置され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立蒲生東小学校から東北東へ約1.6kmに位置し、周囲を山林、道路、畑に囲まれた市街化調整区域内の農振白地の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額、法人からの借入にて調達する計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。なお、申請地東側には道路を挟んで宅地が近接していることから、申請者には周辺宅地への被害防止において、居住

者への説明をいただいております。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に番号13についてご説明いたします。

本件の申請人である譲受人は、大津市に所在する建築工事及び土木工事の設計・施工ならびに管理及び請負等を営む法人です。譲渡人は大阪府大東市に居住する者で、今回、売買により太陽光発電施設として転用申請があったものです。

申請地は、東近江市石塔町字東●●番、登記地目「田」、現況地目「畑」外1筆、合計面積541㎡の土地です。

転用目的は太陽光発電施設であります。

申請理由として、太陽光エネルギーは再生可能であり、石油等に代わるクリーンエネルギーとして政府も普及を促進し、地産地消エネルギーとして活用され、災害時にも非常用電源として有効であることから申請者が太陽光発電事業に取り組むためとしています。

土地の選定理由につきましては、当該発電における計画容量が79KWであり、適地であったこと、また他の土地も検討されましたが、申請地以外の農地については売買契約に至らず、また発電量不足であることから、当該申請地を選定されたとのことです。

土地の造成計画につきましては、現状地盤に盛土、軟弱部においては地盤改良を実施されます。

土地の利用計画につきましては、太陽光パネル一枚のサイズが長さ167cm、横幅100cm、で1枚あたり285W出力の太陽光パネルを280枚、総出力は79.8KW。傾斜度10度にて設置し、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを6台設置されます。周囲にはフェンスを設置され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、東近江市立蒲生東小学校から東北東へ約1.7kmに位置し、周囲を雑種地、水路、宅地に囲まれた市街化調整区域内の農振白地の農地で、団地規模がおおむね10ha未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については、全額個人から借入金とする計画で、一般基準においても基準に抵触するものはなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。なお、申請地南側には擁壁、道路を挟んで宅地が近接していることから、申請者には周辺宅地への被害防止において、居住者への説明をいただいております。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上ご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。



本案についても事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

15番

それでは、2月5日に行いました調査の報告を申し上げます。

1番目の聖和町の案件ですが、住宅地の中に残っていた畑で、駐車場として転用することもやむを得ないかなと思いました。

2番目の大清水町の案件です。これも住宅の横の畑で、転用して駐車場にすることもやむを得ないものと思います。

3番目の五個荘日吉町の案件です。左側の写真の赤い枠の場所に住宅が建つということですが、その右側の建物についても転用案件で、今後申請が出されるということです。

4番目の小脇町の案件ですが、太郎坊宮の前の土地です。第1種農地ですが、周囲が住宅であり、その地域の活性化のため分家にして住んでもらうためにはやむを得ないものと考えます。

5番目の新宮町の案件ですが、農事組合法人の農業用倉庫として使われるということで、道路を挟んですぐ前が田んぼです。住宅地の中の農地であり、やむを得ないものと思います。

6番目の建部上中町ですが、先ほどの4条の関係のところですが。これも顛末案件でやむを得ないものと思います。

7番目の小田町案件ですが、前々回、前回の月例総会に出ていた長町の案件と同じようなパターンの物件です。事前に役員の委員も調査されているということで、資金計画は大丈夫であるということです。地域の人に住んでもらうということであり、過疎化対策にもなり、問題はないものと思います。

8番目の案件は、7番目の案件の申請者である会社の資材置場ということで、これもやむを得ないものと思います。

9番目の池庄町案件ですが、転用申請の前に砂利が敷かれており勇み足のような感じもしますが、住宅地の真ん中にあり、住宅用地としての転用もやむを得ないと思います。

10番目の山上町案件ですが、先ほどの4条案件の通路の横の土地です。これも住宅地の中でありやむを得ないと思います。

11番、12番、13番は3つとも太陽光発電の案件です。

前回もこの近くで太陽光の案件が出て許可がされていますが、この3件の農地も水はけが悪く、田としては値打ちがないところですので、このような利用もやむなしと考えますが、計画では太陽光発電としての償却期間が20年間となっています。20年経過後はどうするのか立会った業者に聞いたところ、再度新たに設置するとのことでしたので、それでよいだろうと考えます。

以上です。

議長

事務局の説明及び調査報告が終わりました。

①番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

②番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

③番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

④番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

- ⑤番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑥番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑦番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑧番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑨番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑩番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑪番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑫番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- ⑬番について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 それでは、採決を行います。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」を議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第4条第1項第7号及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、農地を転用したい旨次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市垣見町に居住する者で、届出の所在地は、東近江市垣見町字村ノ内●●●番で登記地目「畑」、現況地目「宅地」で、面積は99㎡です。

また、届出地は、届出者が相続する昭和20年ごろから農機具小屋として利用していたものを昭和50年に改築し現在に至るということで顛末書付きで届出がされたものです。

位置については、東近江市役所登川支所から南東へ約370m離れた「第1種住居地域」内に位置します。

転用目的は、農業用倉庫です。

届出地は、集落群の一角で、周囲を宅地・道路・雑種地に囲まれており、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、1件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専

決事項」第8号「農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号に基づく届出を処理すること」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について」を議題とします。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第5条第1項第6号及び同法施行令第10条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

1番についてご説明いたします。

本件の譲受人は、東近江市桜川西町に居住する者で、譲渡人は、東近江市木村町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市桜川西町字上畑ケ●●番外1筆で、いずれも登記地目は「畑」で、現況地目も「畑」で、面積は合わせて316㎡です。

位置については、東近江市役所蒲生支所から北東へ約660m離れた「第1種住居地域」内に位置します。

転用目的は、駐車場です。

届出地は、住宅群の一角で、周囲を田、道路、宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

次に2番について、ご説明します。

本件の譲受人は、東近江市宮荘町に居住する者で、譲渡人は、東近江市宮荘町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市宮荘町字地光●●●番で、登記地目「畑」、現況地目「畑」で、面積は119㎡です。

位置については、東近江市立五個荘北幼稚園から南西へ約140m離れた「第1種中高層住居専用地域」に位置します。

転用目的は、自己用住宅です。

届出地は、周囲を宅地に囲まれており、付近への影響もなく適当と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●委員です。

以上、2件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

以上、報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましては、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を議題と致します。  
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等により農地の権利を取得した旨、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。  
今回の番号1から番号25につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。  
届出人全てについて、「あっせん希望の有無」については「無」となっております。  
なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。  
以上、報告とさせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第7号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を議題と致します。  
事務局の報告を求めます。

事務局 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条第1項の規定に基づき、賃貸借の合意解約をした旨、並びに使用貸借の合意解約をした旨、次のとおり通知があったので報告します。  
今回の合意解約につきましては、通常の賃貸借権の合意解約「別紙その1」、農地中間管理事業に伴う賃貸借及び使用貸借の合意解約「別紙その2」です。

まず、通常の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について説明をします。  
「別紙その1」をご覧ください。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から11番までです。

届出は、届出6番は「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画」の解約で、その他はすべて「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出6番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約です、  
解約理由につきましては、届出1番・8番が売買に伴う解約で、届出2番・3番が自作に伴う解約で、それ以外は貸替えに伴う解約となっています。

使用貸借の合意解約につきましては、12番から14番までです。

届出は、届出12番・14番は「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約で、届出13番は「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画」の解約です。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出13番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約で、届出14番が「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約ということで届出されたものです。

解約理由につきましては、届出 12 番が売買に伴う解約で、届出 13 番・14 番が転用に伴う解約となっています。

次に、農地中間管理事業に伴う賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、説明をします。

「別紙その2」をご覧ください。

説明に入ります前に、今回の月例総会で上程します農地中間管理事業の農地利用配分計画に係る農地の貸付け者から農地中間管理機構が借受けるための利用権の設定を行うに当たり、既存の賃貸借権及び使用貸借権の解約が必要なことから、このたび合意解約の通知がされたものです。

今回の届出件数につきましては、賃貸借の合意解約につきましては、「農地法第3条のよる賃貸借権」の解約によるものが、1件、1筆、3,453㎡で、「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約によるものが、37件、111筆、182,166㎡です。

使用貸借の合意解約につきましては、「農地法第3条のよる賃貸借権」の解約によるものが、2件、2筆、4,466㎡で、「農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約によるものが、8件、21筆、47,989㎡です。

解約理由につきましては、今も説明しましたとおり農地中間管理事業による貸し替えに伴う解約です。

以上、報告とします。

議 長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても、報告事項に留めます。

議 長 次に、議案第8号「2 アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」を議題と致します。  
事務局の報告を求めます。

事務局 東近江市農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用に関する指導要綱に基づき、次のとおり届出があり、受理通知書を交付したので報告します。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市福堂町に居住し、約1,230坪の経営面積を持つ認定農業者で、届出の所在地は、東近江市福堂町字南浦●●●●番●で登記地目「田」、現況地目「田」で、面積1,000㎡のうち195.5㎡の土地に、コンバイン等を運ぶキャリアカー・トラクター・トラックを置く農業用施設用地を整備するため届出されたものです。

届出理由につきましては、届出地に隣接する平成22年に建築した農業用倉庫が手狭となったため、コンバイン等を運ぶキャリアカー・トラクター・トラックを置く農業用施設用地が必要ということで届出があったものです。

利用計画につきましては、コンバイン等を運ぶキャリアカー1台・トラクター2台・トラック1台の置場として利用することです。

届出地は、東近江市立能登川北小学校から南南東へ約980mに位置し、田・宅地・道路に囲まれた都市計画法の市街化調整区域内の農振農用地区域内農地ですが、農業振興地域整備計画において農業施設用地として軽微変更がされ、関係書類も添付されており、転用については支障なく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、●●●●●委員です。

以上、1件の受理通知書につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。  
以上報告とさせていただきます。

議長 次に、議案第9号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告について」を議題と致します。  
事務局の報告を求めます。

事務局 東近江市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱に基づき、次のとおり届出があり、同意書を交付したので報告します。  
本件の届出者は、東近江市下羽田町の農事組合法人の集落営農組織で、届出の所在地は、東近江市下羽田町字木戸川●●●●番で、登記地目「田」、現況地目「田」で、面積1,810㎡のうち1,101.1㎡の土地を水稻の育苗ハウス用地として利用するため、「田」から「田」への形状変更を行うものです。  
また、届出地は、農地中間管理事業により借り受けている農地であり、所有者の同意を得て届けられたものです。  
届出地の残地となる1,810㎡のうち708.9㎡については、平成29年8月10日付けで農地法5条の許可を得て同法人の農業用倉庫用地とされており、今回はその隣地である1,101.1㎡の土地に法人の水稻育苗ハウス3棟(225㎡×3棟)を設置するため、農業用倉庫と同じ高さにするため、約50cm盛土をし嵩上げをした上に耕土を戻すとしています。  
届出地は、平田コミュニティーセンターから西へ約900mに位置し、周囲を道路・宅地・田に囲まれた都市計画区域内の農振農用地区域内農地です。  
農業経営計画書や地元土地改良区の意見書、隣接者同意書等も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。  
担当農業委員は、●●●委員です。

以上、1件の同意書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。  
以上報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。本案につきましても報告事項に留めます。

議長 次に、議案第10号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。  
また、本議案の申請者に、●●●●●委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 本案件につきましては、関連がありますので農業水産課 ●●主幹から説明させていただきます。

- 主幹 それでは、議案第10号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
- 農業経営基盤強化法第18条第1項の規程により、市が農用地利用集積計画を定めるものです。
- まず、農地中間管理事業に伴う利用権設定から説明させていただきます。議案書をご覧ください。
- 所有者である貸してから農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付けされる際の利用権設定です。
- 説明に入る前に1件訂正をお願いします。
- 9ページの62番。下から2行目上南町字佃●●●番の農地について所有者が誤っておりますので訂正をお願いします。正しくは11ページの74番、亡●●●●相続人代表 ●●●●の所有農地となりますのでよろしくお願いします。
- それでは農地中間管理事業に伴う集積案については 設定を受ける借受人は滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画についてはその後の配分計画の公告の関係から2月末日ではなく、平成30年2月20日の公告を予定しています。公告により利用権が設定され、設定期間は2月21日からとなります。また議案書の中に所有権移転が含まれていますが、この案件については認定農家である法人の構成員が所有権を取得し同日付で担い手育成基金に利用権設定をすることから、中間管理機構分の議案書に上程をしているものです。
- 続いて補足説明させていただきます。
- 1ページ1番が所有権移転で、2ページからが利用権設定になります。
- 1ページの所有権移転については、認定農家である農事組合法人 農織中之湖の構成員が所有権を取得し、8ページ番号49の議案のとおり同日付で機構と利用権設定をされます。その後、配分計画により農事組合法人 農織中之湖へ貸付される予定となっています。
- 中間管理機構による利用権設定の件数は113件、337筆、634,978㎡となっています。
- 以上で農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画案についての説明を終わります。
- 次に、機構を間に挟まない農用地利用集積計画案の説明をいたします。
- 農用地利用集積計画は2月28日の公告を予定しており、公告によって所有権が移転され、利用権が設定されることとなります。
- 補足説明の前に、1件取り下げがありましたので報告いたします。
- 31ページの50番、所有者 亡●●●●相続人代表 ●●●●、川合町字大屋●●●●番他6筆の農地について、同時期に中間管理機構へ利用権設定をされていたことから、重複による取り下げをされましたので議案書から削除をお願いします。この取り下げにより、表紙の件数等が修正されますので併せてご訂正をお願いします。期間10年以上が28件、83筆、面積が133,358.96㎡となり、合計が56件、141筆、243,370.96㎡となります。認定農業者が22名、106筆、151,368㎡、集積率が62%となりますので訂正をお願いします。
- 今回の所有権移転は2件、2筆、4,072㎡となります。
- 利用権設定は54件、139筆、239,298.96㎡で、この内円滑化事業による農協を挟んだ貸借は4件、6筆、14,530㎡となっています。
- 1ページが所有権移転で、2ページ以降が利用権設定になっています。

それでは補足説明をさせていただきます。

1 ページ番号 1 の所有権移転ですが、所有権を移転する農地は、栗見新田町の 1 筆です。贈与により平成 30 年 3 月 1 日に所有権移転がされ、移転をする者は伊庭町に居住する者で、移転を受ける者は栗見新田町に居住する認定農業者となっています。

番号 2 の所有権を移転する農地は、大中町の 1 筆であり、72 万円を対価として平成 30 年 3 月 1 日に所有権移転がされ、移転する者は栗見新田町に居住する者で、移転を受ける者は栗見新田町に居住する認定農業者となっています。次に利用権設定ですが、2 ページから 32 ページまでが所有者と耕作者による相対での利用権設定となっており、33 ページが円滑化事業による貸借となっています。

以上が補足説明となります。

本案につきましては、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画案の決定をお願いするものです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、ここで、審議に入ります前に、●●●●委員には、農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、本案について何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 それでは、審議が終了しましたので、●●●●委員の入室・着席をお願いします。

議 長 次に、議案第 11 号「農用地利用配分計画(案)について」を議題と致します。  
また、本議案の申請者に、●●●●委員並びに●●●●委員が理事を務められる法人がおられますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 本案件につきましても、関連がありますので農業水産課 ●●主幹から説明させていただきます。

●●主幹 それでは、議案第 11 号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。  
説明に入る前に訂正をお願いします。9 ページ 273 番、貸手の●●●●さんと借入の株式会社 ●●●●●●●●が逆になっています。貸手が●●●●●●



●●●、借入が●●さんとなります。

それでは農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農用地利用配分計画案を作成し、農業委員会の意見を聴くことになっています。農地中間管理機構からの委託を受けて、市やJAが窓口となり、昨年9月から10月にかけて貸手から申出される農地の受付と借手の募集を行い、その後、農地中間管理機構と連携して貸手と借手のマッチングを行いました。12月に開催された利用調整会議を経て、今回の農用地利用配分計画案を作成したものです。

それでは農用地利用配分計画案をご覧ください。

滋賀県農林漁業担い手育成基金からの貸付件数としては1件、筆数は337筆、面積は634,978㎡となります。先程の議案でご決定いただいた滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定された農地について、機構によるマッチングにより借受けた全ての農地を借受け希望のあった法人や認定農業者などの担い手に貸し付けをおこなうこととなっています。配分計画の契約開始日は平成30年3月28日からとなっており、県の公告予定日は3月27日となっています。

説明は以上です。本日この計画に対するご意見をお伺いした後、その意見を付して農地中間管理機構がこの計画案を県に提出され、知事の認可・公告という流れとなります。配分計画にご意見等ございましたらこの場でお聴かせいただきまして、農業委員会からの意見として中間管理機構に対して申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここで、審議に入ります前に、●●●●委員並びに●●●●委員には、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは審議に入ります。本案について何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 それでは、審議が終了しましたので、●●●●委員並びに●●●●委員の入室・着席をお願いします。

議 長 次に、議案第12号「東近江市農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 本案件については、説明を農業水産課 ●●主幹からさせていただきます。

尚、説明の後、農業委員会の見解を●●次長より説明させていただきます。

議長 それでは、「八日市農用地利用計画変更案」について事務局より説明を求めます。

●●主幹 農業水産課の●●です。  
平成29年10月に申出がありました農業振興地域整備計画の変更申出について説明させていただきます。  
八日市地区の1件目について説明いたします。  
本件の申出人は、東近江市上羽田町●●●●番地 ●●●●さんで、農振農用地への編入をするものです。  
申請地は柏木町字宮ノ前●●●番の一部で、登記地目：田、現況地目：田で、面積は、968㎡のうち455.83㎡の土地です。  
計画によりますと、現在1枚の田として耕作されている田んぼの一部が白地であったため、今後も継続して耕作をするので、農振農用地（青地）への編入を行うものです。  
土地改良区の意見書については、現在は1枚の田で、愛知川沿岸土地改良区の受益地でもあり、農振農用地区域への編入ですので特に問題はありませんでした。

●●次長 ただ今の説明にありましたように、本件は除外ではなく編入ということで、白地を青地にするという申出です。申請地は現在も耕作されており、このため今回農用地区域内に編入されるものであり、編入は適当と判断します。

●●主幹 続いて、八日市地区の2件目について説明いたします。  
本件の申出人は、東近江市柴原南町●●●番地 ●●●●さんで、自己用一戸建て住宅及び駐車場を建設するために除外申請をするものです。  
申請地は、柴原南町字奥代●●●番●の一部で、登記地目：畑、現況地目：畑で、面積は511㎡のうち235.89㎡を除外するものです。  
計画によりますと、今まで住んでいた住宅は高台にあり段差もあるので、バリアフリーの住宅を実家の近くで建設するものであります。  
申請地は、ほ場整備事業は未実施の地区であり、今後、整備の計画区域でもありません。  
愛知川沿岸土地改良区については賦課地外であり、地元農業組合、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

●●次長 この案件については、第2種農地の5条転用になるものと判断をしています。集落に接続して設置される住宅ということで、立地基準においては許可できるものであり、また一般基準においても周辺の農地の営農条件への支障はないと判断できますので、よって、転用許可見込みはあり、農振除外はやむを得ないと判断します。  
ただし、農地転用については、実測筆面積558.16㎡の内、今回の農振除外面積235.89㎡と現在白地である211.97㎡ 計443.27㎡に自己用一戸建て住宅及び駐車場用地として転用売買するということになり、開発許可案件にもなるものと思います。  
また、残地の114.89㎡については、農地として柴原南町在住の父が取得する

予定であるということです。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。  
「八日市農用地利用計画変更案」について、何かご意見はございますか。

12番 2番目の案件ですが、●●●番●の土地は全部が青地農地ですか。写真の赤線で囲われたところだけ除外するというのであれば、周りの土地が農地として残ってしまうのではないですか。

●●主幹 手前に見える水路は法面を含みますので、法面との境界いっぱいまでは転用される予定です。写真の右奥に見える土地は農舎があった土地で白地ではありますが、写真の左側下にある水路との間の土地は残地として畑で残ります。

21番 畑の部分だけはお父さんが買われるということですね。

●●主幹 そう聞いています。

22番 1番目の柏木町の案件ですが、写真で申請地の左側の農地は白地ですね。

●●主幹 ここは白地ですが、所有者が違います。申請地については最近3条で取得された農地ですが、その内一部に白地があったため、今後も継続して農業を行うということで青地に編入したい旨の申請があったものです。隣の白地は以前から白地のままであります。

議長 他にご意見はございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、次に「永源寺農用地利用計画変更案」について事務局より説明を求めます。

●●主幹 それでは、永源寺地区の1件について説明いたします。  
本件の申出人は、東近江市山上町●●●番地●(有)●●●● 代表取締役 ●●●●●さんで、経営されている薬局の駐車場と倉庫を建設するため除外申請をするものです。  
申請地は、山上町字金剛童子●●●番●で、登記地目：田、現況地目：田で、面積は618㎡です。  
計画によりますと、現在、薬局店を運営しているが、前面市道の道路改良工事に伴いすり付け勾配の関係で駐車スペースが狭くなることに併せて、来客用と職員用の駐車場及び薬局の資料保管のための倉庫を整備するものです。  
申請地は、県営ほ場整備事業山上地区にて施行され、昭和51年2月18日に工事完了がなされています。完了後40年が経過しています。  
また、愛知川沿岸土地改良区、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

●●次長 この農地は永源寺支所から100m程のところにある土地でして、農地区分は第3種農地という扱いになります。また賃貸借で借りるということですので、

5条転用案件になり、3種農地ということで原則許可できるということになります。よって、転用許可見込みはあり、農振除外はやむを得ないと判断します。

議長 事務局の説明が終わりました。  
「永源寺農用地利用計画変更案」について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議長 次に「湖東農用地利用計画変更案」について事務局より説明を求めます。

●●主幹 湖東地区の1件目について説明いたします。  
本件の申出人は、大阪市北区中之島三丁目●番●●号 ●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●さんで、高圧送電線の鉄塔を建設するために除外申請をするものです。  
申請地は、小八木町字野端●●●●番、下一色町字北境●●●番で、登記地目：田、現況地目：田で、合計面積7,753㎡のうちの961.8㎡の土地です。計画によりますと、鉄塔建設後66年が経過したので、鉄塔立替のために、現在の鉄塔敷の隣接の土地において、除外申出があったものです。  
申請地は、県営ほ場整備事業 湖東地区下一色工区及び湖東北部地区小八木香之庄工区で施工されたもので、昭和57年2月5日及び昭和58年1月7日に換地処分公告がなされています。  
愛知川沿岸土地改良区、湖東土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても特に問題ありませんでした。  
なお、この案件については、農地転用許可が不要でかつ農振の開発許可も不要な公共性の高い案件であり、事業実施中もしくは実施後にすみやかに農振農用地区域とするべき土地でなくなったとして除外する事となっております。

●●次長 この2筆の農地については第1種農地と判断できます。許可基準については、農地法第5条第1項第7号の規定により、電気事業が行う送電用電気工作物等の敷地に供する場合は公益性が高いため、転用は許可不要になっています。ただし、昭和45年の当時の通産省の局長通知により、地元の農業委員会と土地利用協議を行うこととされています。転用許可不要であり農振除外もやむを得ないと思いますが、この件についての土地利用協議の話はありましたが、その後、この農地は、中間管理機構事業の関係や、また所有者が死亡されて未相続になったことがちょうど同じ時期に重なり、現在まで利用協議がしっかりとされていない状況です。そのため、事務局から関西電力へ連絡して、今回は事後になります。適正に協議を十分行うよう指導いたしましたところ、今月15日に来庁してもらって今までの顛末も含め、是正を行うということで現在話を進めています。除外についてはやむを得ないという判断です。

●●主幹 次に、湖東地区の2件目について説明いたします。  
本件の申出人は東近江市勝堂町●●番地●、●●●●さんで、貸資材置場を整備するために除外申請をするものです。  
申請地は、勝堂町字尾留●●●●番● で、登記地目：田、現況地目：雑種地で、除外面積は、213㎡の土地です。  
計画によりますと、現在、自らが経営する金属加工会社（愛荘町）の資材置場が手狭なため、自宅に隣接している土地で資材置場を整備するものであります。

申請地は、県営ほ場整備事業湖東地区勝堂工区にて整備され、昭和 58 年 2 月 14 日に工事完了公告がされています。完了後 30 年以上経過しており、また、もうすでに撤去されていますが、以前は農舎が建築されていました。また、愛知川沿岸土地改良区については賦課地外、地元土地改良区、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

●●次長 この案件は、農地区分としては第 2 種農地という判断をしており、代替性無しの場合は許可見込みありということで、やむを得ないと考えます。申請人が経営する会社の資材置場ということであり、面積も小さいため、金属製コンテナを 5 つと 2 トントラックを置くぐらいの利用ということですので、よって、転用許可見込みはありということで、農振除外はやむを得ないと判断します。

●●主幹 次に、湖東地区の 3 件目について説明いたします。  
本件の申出人は、東近江市湯屋町●●●番地 ●●●●さんで、一戸建て住宅を建設するために除外申請をするものです。  
申請地は、湯屋町字大野●●●番で、登記地目：畑、現況地目：畑で、除外面積は、269㎡の土地です。  
計画によりますと、現在、実家で親と同居しているが、弟家族が実家で住むことになり、手狭になるので住み慣れた町で新たに住居を建築するものであります。  
申請地は、団体営ほ場整備事業湖東地区にて施行され、昭和 58 年 2 月 22 日に工事完了公告がなされています。完了後 30 年以上経過しています。  
また、愛知川沿岸土地改良区は賦課地外であり、地元農業組合、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。

●●次長 これについては、農地区分は第 1 種農地という判断です。使用貸借ということですので、5 条転用案件であり、集落に接続して設置される住宅として、転用許可見込みはあり、農振除外はやむを得ないと判断します。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
「湖東農用地利用計画変更案」について、何かご意見はございますか。

22番 1 番目の鉄塔敷地の案件で下一色町の方の土地ですが、今現在既に建っている鉄塔の敷地については関西電力が所有されているはずなのに、図面では白地になっていないのはなぜですか。

●●主幹 関西電力の鉄塔敷地は通常、農振除外して白地になっていますが、図面の整理ができていないところがたくさん残っております。現在、図面の整理をしているところでして、もうしばらく時間がかかりますが、図面訂正ができましたら農業委員会にも提示させていただき、ご承認をいただきたいと思います。

議 長 他にご意見はございませんか。  
(異議なし)

議 長 では次に「能登川農用地利用計画変更案」について事務局より説明を求めます。

- 主幹 それでは、能登川地区の1件について説明いたします。  
本件の申出人は、東京都品川区大崎1丁目●●番●号 (株)●●●● 代表取締役 ●●●●さんで、コンビニエンスストアを拡張するため除外申請するものです。  
申請地は、今町字海老田●●●番●で、登記地目：田、現況地目：田で、除外面積は、1,049 m<sup>2</sup>うち 532.9 m<sup>2</sup>の土地です。  
計画によりますと、現在、経営しているコンビニエンスストアの敷地が手狭になってきたため、既存施設の拡張に伴う敷地拡張を行うため整備するものです。ほ場整備事業は未実施の地区であり、今後、整備の計画区域でもありません。また、能登川土地改良区の受益外、地元農業組合、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策活動の意見書についても問題ありませんでした。
- 次長 これについては、農地区分は第1種農地と判断しています。賃貸借ですので5条転用案件となりまして、立地基準としては、既存施設の拡張ということで、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るという基準が適用できるものと思います。よって、転用許可見込みはあり、農振除外はやむを得ないと判断します。  
以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
「能登川農用地利用計画変更案」について、何かご意見はございますか。  
(異議なし)
- 議 長 それでは、全地区について、事務局の説明並びに質疑が終わりましたので、採決に移ります。
- 議 長 まず、「八日市農用地利用計画変更案」について、事務局の意見案のとおり承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。
- 議 長 次に、「永源寺農用地利用計画変更案」について、事務局の意見案のとおり承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。
- 議 長 次に、「湖東農用地利用計画変更案」について、事務局の意見案のとおり承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。
- 議 長 最後に、「能登川農用地利用計画変更案」について、事務局の意見案のとおり承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第13号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題と致します。  
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは追加で上程させていただいた議案第13号についてご説明いたします。土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求めます。  
このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区を行う土地改良事業です。  
これに係る事業に参加する資格の交替すべき旨の申出であり、このことから、申出に対し、承認することについて意見を求めるものでございます。  
今回の申出件数は1件で、その理由につきましては、農業者年金の経営移譲年金を受給するため、後継者へ農地法第3条により使用貸借権の設定により経営移譲をされましたが、土地改良区の役員として引き続き就任し、土地改良区の運営を見守る必要があるため資格の交代を申し出されたものであります。  
以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。  
以上よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
本案について何かご意見はございますか。  
(異議なし)

議 長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 続いて、次第の3「協議事項」に移ります。  
協議事項「平成30年版東近江市賃借料情報について」を協議案件と致します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元に、東近江市賃借料情報という2枚の資料をお配りしております。  
平成29年1月から平成29年12月までの間に農地法や農用地利用集積計画(利用権設定)によって賃貸借された農地の賃借料を集計したものです。以前は「標準小作料」という農業委員会が設定するものがありましたが、平成21年に廃止され、各農業委員会は統計的に集計した賃借料情報を農家等へ提供するものと法改正されました。このため、毎年、1年間で設定された賃借料の状況をまとめて、平均、最高、最低という形で情報提供をしているところです。  
また、票の下の方にデータの扱いについても書いております。全賃貸料データ

の平均値のプラス、マイナス70%を超えるものを除いて算出しておりますし、賃借料が無料の使用貸借によるものは除いて、有償のもののみで平均値を算出しています。次のページには平成30年版のデータと、28年中の賃借料データから計算した平成29年度版のデータを比較しています。この比較結果については、特に際だった何かの要因によりこの差が出ているものではありません。この30年版のデータを本日ご承認いただきましたら、2月末から3月にかけて配布いたします農業委員会だよりへの折り込みや市ホームページへの掲載等により、農業委員会からの賃借料情報として農家の皆さんに提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、何かご意見はございますか  
(異議なし)

議 長 採決に移ります。本協議事項を承認される方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本協議事項は承認と致します。

議 長 それでは、これで協議事項を終わります。  
以上で本日の議案はすべて終了いたしました。  
長時間のご審議ありがとうございました。  
これをもって平成29年度第7回(2月期)月例総会を終了致します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

17番

18番